

屋久島の歴史と文化の魅力発信事業業務委託 仕様書

1 業務名

屋久島の歴史と文化の魅力発信事業業務委託

2 事業の目的

屋久島においては、山岳部へ観光客が集中しており、登山シーズンでない冬場は閑散期となっている。山岳部への観光客の集中を緩和するとともに、雨天時や閑散期の旅行需要の喚起、長期滞在の観光客の満足度を上げるため、地域の歴史・文化に触れる機会を提供する必要がある。

屋久島の歴史・文化について、背景知識のない観光客でも、気軽な気持ちで屋久島の歴史・文化に触れてもらうためのパンフレットを作成し、観光客の満足度を向上させ、リピーターを含む観光客数の増加につなげる。

3 委託業務の内容

屋久島の歴史・文化について、背景知識のない観光客でも気軽に手に取れるようなパンフレットの作成

(1) 紙パンフレットの作成

- ・ 屋久島の歴史と文化の魅力を伝えるためのパンフレットの内容の企画、デザインの考案、写真の撮影、校正及び印刷製本を行うこと。
- ・ パンフレットの仕様は以下のとおりとする。

規格	A 5 サイズ
刷色、紙質	フルカラー両面印刷、マット紙 90kg
ページ数	32 ページ
部数等	① パンフレット：5,000 部 ② 印刷用データ（PDF）及び県ホームページ掲載用データ（JPG）
掲載内容	屋久島の歴史と文化の魅力を伝える内容及びデザインを企画すること。 掲載内容に関連のあるスポットを、一定の地区ごとに地図上に落とし込み、解説を加えること。 なお、地図や解説については、屋久島の歴史・文化について背景知識のない観光客が、それをもとに自分でそのスポットに行ってみたいと思えるような工夫を施すこと。 【掲載内容（例）】 ・ 文化財・史跡 ・ 産業（漁業、農業、林業） ・ 神社・仏閣・えびす信仰 ・ 伝統行事（岳参り） ・ 郷土芸能（トビウオ招き、如竹踊り） ・ 歌（まつばんだ） ・ 食（つけあげ、かからん団子、ツノマキ） ・ 温泉（海中温泉、トンボレ） ・ 特産品（屋久杉工芸品） ・ 昔話
写真・イラスト	・ 受託者が可能な限り新たな撮影・作成を行うこと。
その他	・ 掲載内容、取材内容、デザイン、レイアウト等については、委託者と十分に協議し作成すること。

	・ 文字校正及び色校正を行うこと。 ・ 内容については、必要に応じて専門家等の助言を得ること。
--	--

(2) デジタルパンフレットの作成

- ・ 上記①で作成したパンフレットをデジタルパンフレット化すること。
- ・ 成果品の納品に当たっては、パソコンやスマートフォン等で閲覧可能な形式（Google Chrome, Safari, Microsoft Edge 等で閲覧可）で作成の上、閲覧用のサーバーの URL を納品すること。
- ・ 閲覧用のサーバーについては、令和 8 年度以降も閲覧できる仕様にすること。

4 実施期間

上記 3 で示した委託業務の内容は以下の期間において実施する。

契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで

5 事業完了の報告等

事業完了後、6 の成果物と合わせ事業完了報告書を提出すること。

6 成果物

受託事業者が提出すべき成果物等は以下の表のとおりとする。

項 目	内 容
素材データ	本業務で撮影、または使用した映像等の電子データ 印刷用データ（PDF）及び県ホームページ掲載用データ（JPG）
紙媒体	作成した紙媒体

なお、成果物は、電子媒体（CD-ROM又はDVD）1 枚で提出すること。

7 実施計画

企画提案された計画に基づき実施することとし、詳細な業務の実施計画や計画変更については、委託者と調整の上実施すること。

8 追加提案

本仕様に定めのない内容であっても、屋久島への誘客促進に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

なお、原則委託料の範囲内で業務執行を行うが、追加提案の効果等を踏まえ、企画提案内容を変更して実施する場合もある。この場合、委託者と協議の上、委託者の判断において実施するものとする。

9 著作権等の取扱い

(1) 成果物の所有権、著作権の一部(※)、利用権は原則、委託者に帰属するものとする。

※ ここで示す著作権の一部とは、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 24 条（口述権）、第 25 条（展示権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）、第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利とする。

(2) 本業務の成果物は、映像・画像等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納入すること。ただし、著作権等の紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、委託者は一切その責任を負わない。

- (3) 受託者は、著作権法第 18 条から第 20 条に規定する権利（著作者人格権）を行使するときは、委託者の書面による承諾を得なければならない。
- (4) 委託者は、成果物の利用（二次利用等）については、鹿児島県公式ホームページへの掲載など委託者が使用するために必要な範囲で、随時利用できるものとする。

10 その他

業務を適切かつ円滑に遂行するため、本仕様書に定める事項について疑義が生じたとき、又は、定めのない事項で業務に必要な事項が生じたときは、委託者・受託者双方が協議して定めるものとする。